

肝炎インターフェロン治療費の助成と 肝炎無料検査が始まります

鹿児島県では、B型・C型肝炎ウイルスの除去を目的としたインターフェロン治療を受けられる方を対象とした医療費の助成と、一般の方を対象に肝炎ウイルス無料検査を実施します。

●肝炎インターフェロン治療費の助成

- ① 事業の目的
B型ウイルス性肝炎及びC型ウイルス性肝炎のインターフェロン治療に係る医療費を助成することにより、患者の医療機関受診を促し、将来の肝硬変・肝がんの予防及び肝炎ウイルスの感染防止につとめ、県民の健康の保持・増進を図ることを目的とします。
- ② 実施期間
平成20年4月～平成27年3月末日
(7年間の予定)
- ③ 助成期間
原則として同一患者につき1カ年を限度
- ④ 医療費助成の対象となる医療
B型肝炎ウイルス及びC型肝炎ウイルスの除去・根治を目的として行うインターフェロン治療で保険適用となっているもの
- ⑤ 助成対象者の認定
協定医療機関の診断書等をもとに、県肝炎治療認定審査会の審査を経て認定されます。
- ⑥ 患者自己負担限度額
認定患者世帯の所得に応じて 1万円、3万円、5万円

(自己負担額を超えた分については公費で負担します。)

⑦ 申請について

申請に必要な書類は、市町村窓口、県内各保健所、県ホームページで入手できます。

●肝炎ウイルス無料検査

- ① 対象者
希望者。ただし、以下のア、イを除きます
ア 過去に肝炎ウイルス検査を受けた者
イ 医療保険各法等で検査を受ける機会がある者
- ② 実施機関
平成20年4月～平成21年3月31日(1年間)
- ③ 実施医療機関
指定医療機関(鹿児島市内の医療機関を除きます)
- ④ その他
県内各保健所でも、肝炎ウイルス無料検査を実施しています。

※詳しいことは、最寄りの保健所か県庁健康増進課へお問い合わせください。

ねんきんだより

納めすぎた保険料を お返しします。

本庁住民税務課 電話 0994-22-3042
支所住民生活課 電話 0994-25-2511
鹿屋社会保険事務所 電話 0994-42-5121

60歳以降国民年金に加入されてきた方へ

平成17年3月以前に満額の老齢基礎年金を受給するため任意加入されていた方で、満額の老齢基礎年金を受給できる月数を超えて保険料を納付された方は、その超えた月数の保険料をお返しいたします。

※お返しするのは、任意加入被保険者として納付された保険料です。

※生年月日により満額の老齢基礎年金を受給できる月数は異なります。

※必要な手続きは社会保険事務所に申出書を提出していただく必要があります。

皆さんに「ねんきん特別便」が届きます

平成20年10月にかけて、すべての方に「ねんきん特別便」が届きます。(国民年金・厚生年金保険の加入者)は6月～10月頃、ご自宅またはお勤め先へ届きます。ご自分の年金加入記録をご確認いただき、必ずご回答ください。

年金を受給されている方で、まだ「ねんきん特別便」の回答をされていない方も必ずご回答ください。

※記入方法などが判らない方は、役場・年金担当までご連絡ください。

